

令和7年 No20

○東京学芸大学附属学校運営推進室規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

東京学芸大学附属学校運営推進室規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年2月13日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和7年規則第15号

東京学芸大学附属学校運営推進室規則の一部を改正する規則

東京学芸大学附属学校運営推進室規則（平成29年規則第22号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校運営推進室規則の一部改正について

改正理由：東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
（趣旨） 第1条 この規則は、東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）<u>第55条第2項</u>の規定に基づき、附属学校運営推進室（以下「運営推進室」という。）について必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u>	（趣旨） 第1条 この規則は、東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）<u>第46条第2項</u>の規定に基づき、附属学校運営推進室（以下「運営推進室」という。）について必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕